

目次

	ページ
1. はじめに	2
2. 個人情報保護法	3
2. 1 「個人情報」	3
2. 2 個人情報保護法で定義される用語	4
2. 3 個人情報取扱事業者の義務	5
2. 4 個人情報保護法と JISQ15001 との相違	7
3. 情報漏えいの現状	8
3. 1 情報漏えいの原因	9
3. 2 漏えい媒体・経路	10
4. 情報漏えい事故の実際	11
4. 1 紙媒体での漏えい事故	11
4. 2 USB 等可搬記録媒体での漏えい事故	12
4. 3 電子メールでの漏えい事故	13
5. 個人情報保護方針	14
6. 個人情報保護管理体制	15
7. 理解度アンケート	16



1. はじめに

前回のセミナーでは、

- 1) 個人情報保護法
- 2) 当社のプライバシーマークの取り組み
- 3) 個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点
- 4) 個人情報保護マネジメントシステムに適合のための役割と責任
- 5) 個人情報保護マネジメントシステムに違反したら
- 6) 個人情報保護のための社内ルール

について学びました。これらは、最小限知っておくべきことです。

今回は、少しステップアップした内容になります。

個人情報保護法についての認識を深め、自部門のプライバシーマークの維持活動において、変更すべき点がないか、工夫すべき点がないかを確認する機会にして下さい。

また、情報漏えいの現状と事例から、注意すべき点、考慮すべき点を学び、今後の自部門の活動につなげていって頂ければと思います。

2. 個人情報保護法

JISQ15001:2006 の基盤となっている個人情報保護法について、説明します。
基盤となっている法律ですので、当然、JISQ15001 でも同等なことが求められています。

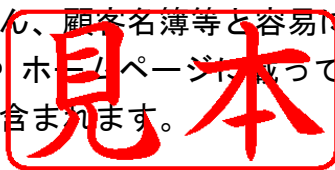
2. 1 「個人情報」

「個人情報」とは、個人情報保護法では次のように定義されています。

- ・ 生存する特定の個人を識別できる情報
- ・ 他の情報と容易に照合ができ、それによって特定の個人を識別できる情報

注意：JISQ15001:2006 では、「生存する」という定義はありませんので、亡くなっている方も対象になります。

氏名、顔写真（画像）はもちろん、顧客名簿等と容易に参照できる番号なども個人情報に含まれます。また電話帳やホームページに掲載しているすでに公開されている氏名、電話番号等も、個人情報に含まれます。



あなたが業務上関わる「個人情報」の例

- 1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、顔社員、音声データ、銀行口座番号、社内における職位や所属に関する情報
- 2) 特定の個人を識別できるメールアドレス情報
- 3) 特定の個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特別な特定の個人を識別できる情報
- 4) 雇用管理情報（会社が社員を評価した情報を含む）
- 5) お客様やお取引先の担当者の氏名、電話番号、住所、職位や所属情報等
- 6) E メールアドレス、IP アドレス、cookie、会員 ID・パスワード等のインターネット特有の組合せて個人を特定出来る情報